



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 9 7 号

平成26年(2014年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について	7
○自転車等を移動し、保管したことについて		て	(環境指導課) 7
(歩ける環境推進課)	1	○金沢市における市民参画によるまちづくりの	
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫		推進に関する条例の規定によるまちづくりに	
定自転車等駐車場の指定について		関する協定の変更について	(都市計画課) 7
( " )	2	○開発行為に関する工事の完了について	
○自転車等を撤去し、保管したことについて		(建築指導課)	10
( " )	2	● 選挙管理委員会告示	
○地縁による団体の告示された事項の変更につ		○平成26年6月2日に選挙人名簿に登録する者	
いて	(市民協働推進課)	の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につい	
	3	て	(選挙管理委員会) 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支		○平成26年6月3日現在の在外選挙人名簿に登	
援するための法律の規定による事業者の指定		録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場	
について	(障害福祉課)	所について	( " ) 10
	5	● 農業委員会告示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支		○平成26年第5回金沢市農業委員会総会の招集	
援するための法律の規定による事業の廃止に		について	(農業委員会事務局) 11
ついて	( " )	5	
○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の		● 公営企業告示	
解除について	(環境指導課)	○公共下水道の供用及び終末処理場による下水	
	5	の処理の開始について	(建設課) 11
○市道の区域の変更について	(道路管理課)	5	
○道路の供用の開始について	( " )	● 公営企業公告	
	6	○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事	
● 公 告		業の廃止について	(企業総務課) 12
○金沢農業振興地域整備計画の変更について			
(農業振興課)	6		

## 告 示

### ●金沢市告示第170号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
  - 自転車 201台
  - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 平成26年4月1日から同月30日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
  - 金沢市此花町3番2号
  - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
  - 日時 平成26年5月21日から同年8月20日まで
  - 午前10時から午後7時まで
  - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
  - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第171号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営円光寺バス 停前自転車駐車場	金沢市円光寺2丁目 121番地先	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成26年5月21日から 同年9月30日まで

備考 この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。

●金沢市告示第172号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	9 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
暁町地内	自 転 車	1 台
三池町地内	自 転 車	1 台
木ノ新保町地内	自 転 車	2 台
戸水1丁目地内	自 転 車	1 台
もりの里2丁目地内	自 転 車	2 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1 台
武蔵町地内	自 転 車	1 台
千日町地内	自 転 車	1 台
入江3丁目地内	自 転 車	3 台
長田町地内	自 転 車	1 台
長土塀2丁目地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台
畝田東2丁目地内	自 転 車	1 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
十一屋町地内	自 転 車	11台
北安江2丁目地内	自 転 車	4 台
玉銚1丁目地内	自 転 車	1 台

## 2 自転車等を撤去し、保管した日

平成26年4月1日から同月30日まで

## 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成26年5月21日から同年11月20日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

区分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変 更 年月日
二ツ屋 町会	区域	町の名称	字	地 番	町の名称	字	地 番	平成26年 4月15日
		二ツ屋町		1番～24番、101番～122番、201番～216番、301番～316番、401番～414番、501番1～501番3、502番、503番1～503番2、504番～522番、601番～613番、701番～723番、801番～817番、901番～913番、1001番～1026番、1101番～1108番	二ツ屋町		1番～24番、101番～122番、201番～216番、301番～316番、401番～414番、501番1～501番3、502番、503番1～503番2、504番～522番、601番～613番、701番～723番、801番～817番、901番～913番、1001番～1026番、1101番～1108番	
			イ	13番2、14番2、14番4、14番5、14番6、15番2、16番1、17番1、18番1、18番2、19番2、19番3、19番7、44番3、44番5、44番7、47番2、47番4、48番2、101番、102番	西都1丁目		32番、33番	
			ロ	30番2、31番2、32番2、32番3、32番5、32番6、33番1、34番1、35番1、36番2、36番3、37番2、37番3、38番2、39番2、75番2、76番2、76番3、77番2、77番3、78番1、78番2、79番1、79番2、79番3、79番4、80番2、81番2、82番2、101番、102番				
	西都1丁目		1番～49番、68番～105番、115番～134番、153番～166番、167番1～167番4、168番、169番、269番～284番、296番～302番、309番、310番、314番、328番～333番					
糸田新 町町会	代表者の氏名及び住所	万沢 三郎 金沢市糸田新町19番9号			山腰 桂 金沢市糸田新町7番4号			平成23年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	山腰 桂 金沢市糸田新町7番4号			宮中 ひとみ 金沢市糸田新町7番14号			平成24年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	宮中 ひとみ 金沢市糸田新町7番14号			東田 純 金沢市糸田新町11番30号			平成25年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	東田 純 金沢市糸田新町11番30号			越村 裕一 金沢市糸田新町6番2号			平成26年 4月1日
俵町町 会	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ワ4番甲地			金沢市俵町ト21番丙地			平成23年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	田村 利雄 金沢市俵町ワ4番甲地			村上 勝雄 金沢市俵町ト21番丙地			
	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ト21番丙地			金沢市俵町ヲ甲12番地			平成24年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	村上 勝雄 金沢市俵町ト21番丙地			山根 正志 金沢市俵町ヲ甲12番地			
	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ヲ甲12番地			金沢市俵町ヨ59番地			平成25年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	山根 正志 金沢市俵町ヲ甲12番地			中川 正人 金沢市俵町ヨ59番地			
	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ヨ59番地			金沢市俵町ト23番地			平成26年 4月1日
代表者の氏名及び住所	中川 正人 金沢市俵町ヨ59番地			山本 鎮夫 金沢市俵町ト23番地				

## ●金沢市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710104165	さくら・介護ステーション金沢南	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	株式会社さくらパートナーズ	金沢市窪2丁目43番地 クレア101号	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成26年 5月1日
1710104173	らいむケア	金沢市古府2丁目248番地	有限会社来夢	金沢市古府2丁目248番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	特定無し	平成26年 5月1日
1710104181	すまいる工房	金沢市額谷3丁目49番地	オリジナルサポート株式会社	金沢市額谷3丁目49番地	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	特定無し	平成26年 5月1日

## ●金沢市告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃 止年月日
1710100569	エイブルベラ ンダBe	金沢市三馬1丁目369番地	社会福祉法人 佛子園	石川県白山市北安田町548番地2	就労移行支援	特定なし	平成26年 4月1日

## ●金沢市告示第176号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域  
金沢市増泉4丁目2番の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 3 講じた措置  
土壌汚染の除去

## ●金沢市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	武蔵町線 2号	武蔵町 479番 1先から	旧	7.0	9.0
		武蔵町 475番 2先まで	新	4.0	9.0
一般市道	押野 15号 八日市1丁目線 5号	八日市1丁目 160番 1先から	旧	2.4	11.5
		八日市1丁目 160番 1先まで	新	4.0	11.5
一般市道	浅川 29号 戸室新保線	清水町 3番 5先から	旧	4.1~5.2	240.0
		清水町 99番 3先まで	新	5.0~16.0	240.0

### ●金沢市告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
鞍月 17号 近岡町線 34号	直江土地区画整理事業地内 14街区 2番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 14街区 2番 先まで	
鞍月 17号 近岡町線 52号	近岡町 108番 7先から	平成26年5月21日
	近岡町 104番 1先まで	
鞍月 18号 直江町線 26号	直江土地区画整理事業地内 92街区 2番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 95街区 1番 先まで	
鞍月 24号 直江町北線 14号	直江土地区画整理事業地内 15街区 8番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 15街区 19番 先まで	
鞍月 24号 直江町北線 15号	直江土地区画整理事業地内 13A街区 12番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 13A街区 6番 先まで	
鞍月 24号 直江町北線 16号	直江土地区画整理事業地内 12街区 15番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 12街区 7番 先まで	
鞍月 24号 直江町北線 17号	直江土地区画整理事業地内 11街区 1番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 11街区 6-2番 先まで	
鞍月 37号 大友・直江町線	直江土地区画整理事業地内 71街区 7番 先から	平成26年5月21日
	直江土地区画整理事業地内 71街区 1番 先まで	
押野 15号 八日市1丁目線 5号	八日市1丁目 160番 1先から	平成26年5月21日
	八日市1丁目 160番 1先まで	

## 公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを

申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年5月21日から同年6月20日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成26年6月21日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成26年5月21日から同年6月20日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦3丁目6番18号	平成26年4月25日
78	株式会社環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成26年4月25日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 協定を締結した相手方

片町商店街地区住民等

2 協定を変更した年月日

平成26年5月1日

3 協定番号

24

4 協定の名称

片町商店街地区まちづくり協定



- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
<p style="writing-mode: vertical-rl;">住み良いまちづくりを推進するために必要な事項</p>	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>(建築物等)</p> <p>(1) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置場所や目隠し等を工夫し、道路から直接見えないように配慮する。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は歩行者の妨げとならないようにする。</p> <p>(2) 置看板や広告旗、商品等を設置しないよう努める。</p> <p>(アーケード)</p> <p>アーケードの設置は、環境に配慮した仕様で、かつ、次に掲げることを基本とし、詳細は片町商店街振興組合と協議の上、設置する。</p> <p>(1) アーケードの天井面は歩道面よりおおむね8mとする。</p> <p>(2) アーケードの天井仕上げは、光の透過性が高い不燃材料を基本とし、消火活動に支障のない構造材料とする。</p>	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置場所や目隠し等を工夫し、道路から直接見えないように配慮する。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は歩行者の妨げとならないようにする。</p> <p>(2) 置看板や広告旗、商品等を設置しないよう努める。</p> <p>(アーケード)</p> <p>アーケードの設置は、環境に配慮した仕様で、かつ、次に掲げること（まちづくりの目標及び方針に適合し、公共空地の設置などにより、まちの賑わい創出に寄与するとして、片町商店街振興組合（以下「組合」という。）が認めるものにあつては、第3号に掲げること）を基本とし、詳細は組合と協議の上、設置する。</p> <p>(1) アーケードの天井面は歩道面よりおおむね8mとする。</p> <p>(2) アーケードの天井仕上げは、光の透過性が高い材料とする。</p> <p>(3) アーケードの天井仕上げは、不燃材料を基本とし、消火活動に支障のない構造とする。</p>





次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市平和町2丁目143番1から143番35まで	富山県富山市石坂2449番地の2 株式会社ロクショウ 代表取締役 松原 教夫	道路 金沢市平和町2丁目143番23及び143番35 公園 金沢市平和町2丁目143番22 調整池 金沢市平和町2丁目143番24
金沢市二ツ寺町イ67番1、67番3及び68番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市二ツ寺町イ21番地 芳稲連八幡神社 代表役員 河崎 正幸	道路 金沢市二ツ寺町イ67番3及び68番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市泉野町2丁目259番1から259番12まで	金沢市泉野町1丁目9番9号 中央土地建物株式会社 代表取締役 高澤 和浩	道路 金沢市泉野町2丁目259番4及び259番12 調整池 金沢市泉野町2丁目259番9

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第34号

平成26年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年6月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第35号

平成26年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年6月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成26年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成26年5月28日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (4) 非農地証明願について
  - (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
  - (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
  - (7) 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第17号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成26年5月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成26年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
利屋町、副都心北部大河端土地地区画整理事業地及び副都心北部直江土地地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事事業者を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成26年5月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
522	鳥井設備	金沢市松村6丁目163番地	平成26年5月1日

平成26年(2014年)5月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)5月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄